

# ウイズコロナ・アフターコロナ時代における地域公共交通の事業継続に関する検討会 中間整理(令和2年11月27日)

- ① 地域公共交通は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)」において、社会機能の維持の観点から緊急事態宣言時においても事業の継続が求められ、外出自粛要請等により利用者が減少する中であっても、減便等は最小限にとどめて利用者の移動手段を維持している。
- ② 一方、中国地方における地域公共交通の輸送人員・営業収入は、緊急事態宣言が出されていた4、5月に大きく落ち込んだ後、6月以降は回復傾向にあったが、8～10月においては「前年度比2～4割減」と足踏み状態で推移し、完全回復の見通しが立たない。  
新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中であって、今後もこの減少傾向が続いた場合には、便数や運賃、交通ネットワークについて、これまでと同様のサービス水準を維持することが困難な状況になることが見込まれる。  
また、現在の新型コロナウイルス感染症禍において、テレワークによる勤務形態や通勤形態の変化、オンラインの活用の普及による個人の移動や生活形態の変化により、ビフォアコロナ時と比較して地域住民の移動需要が変化していくことが考えられる。
- ③ このような状況の中で、中国地方の地域公共交通を持続的なものとするため、行政機関においては、利用者が安心して利用できるよう公共交通機関の安全性を周知するとともに、ウイズコロナ・アフターコロナ時代の利用者需要の変化を踏まえて、地域の事情・ニーズに応じた地域公共交通のあり方を検討することが必要である。  
また、地域公共交通事業者においては、引き続き、業種別感染拡大予防ガイドラインに沿った消毒等の感染防止対策の徹底や混雑状況の公開等「新しい生活様式」に対応した取組を継続することが必要であるとともに、MaaSのようなデータ連携の技術等を活用した「新しい交通サービス」を検討することも望まれる。

# ウイズコロナ・アフターコロナ時代における地域公共交通の事業継続に関する検討会 中間整理(令和2年11月27日)

(参考)新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

## 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

### (3)まん延防止

#### 4)職場への出勤等

① 特定警戒都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

#### 4. 社会の安定の維持

社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)